

第16回 トラック輸送における 取引環境・労働時間改善 茨城県地方協議会

今後の茨城県地方協議会における方針について

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
茨城県地方協議会 事務局

令和6年2月

今後の対応の方向性

- 令和6年4月以降は労働時間規制がスタート。
- 適正運賃の収受、価格転嫁、労働環境の規制遵守といった点に係る **運送事業者、荷主双方の取組状況の把握**並びに荷主と運送事業者、荷主同士、運送事業者同士の **パートナーシップ等の取組事例**について、具体的な内容を深掘りし横展開していくことを視野に、情報収集（アンケート調査等）を執り行う。
- 適正取引・労働時間等改善の更なる促進に向けて周知活動を行う。
 - ※トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
(<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp>)
 - ※トラック輸送の取引環境改善に向けた取組み
(https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/kamotu/torihikikankyokaizen.html)

現在の工程表

地方協議会名：茨城県地方協議会

【重点取組事項】

- ①「加工食品」および「飲料・酒」の輸送における取引環境の適正化及び労働時間の改善
- ②適正取引・労働環境改善に寄与する制度の周知及び導入促進

【概要】

- ・上記輸送品目を扱っている荷主及び運送事業者に対してアンケート調査を行い、そこで見えてきた課題等を分析・検討する。
- ・実態把握と労働時間削減に向けた改善事例についてヒアリング調査を行い、その中で収集した好事例を協議会において周知すると共に、今後の課題について検討することで労働時間の改善に取り組む。
- ・適正な取引環境に向けて標準的な運賃制度、「ホワイト物流」推進運動等の更なる促進を目的として周知活動等を行う。
- ・改正労働基準法の内容を含む時間外労働に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた労働時間等の説明会を開催する。

2021年度	2022年度	2023年度	2024～年度	K P I	備考
<p>① 「加工食品」および「飲料・酒」の輸送における取引環境の適正化及び労働時間の改善</p>			<p>時間外労働の上限規制適用</p>	<p>2024年度までに標準的な運賃の届出率を70%まで上げる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工程表は取組事項のみを記載 ・必要に応じて適宜見直し
<p>ヒアリング対象事業者の選定</p>	<p>ヒアリング調査の実施</p>	<p>改善事例及び課題の収集・周知</p>		<p>2024年度までに茨城県内における「ホワイト物流」推進運動の賛同企業を30社以上にする。</p>	
<p>② 適正取引・労働環境改善に寄与する制度の周知及び導入促進</p>				<p>2024年度までに茨城県内における「加工食品」および「飲料・酒」の輸送にかかる事業者には調査結果・ガイドラインを周知する。</p>	
				<p>2024年度までに労働時間等説明会を24回以上実施する。</p>	

課題や改善事例を踏まえて荷主、運送業者に働きかけ等を行う。

令和6年度以降の工程表(案)【協議事項】

地方協議会名：茨城県地方協議会

【重点取組事項】

- ①荷主及び運送事業者に対する時間外労働上限適用後における取組状況の調査・好事例の周知
- ②適正取引・労働時間改善に寄与する制度の周知及び導入促進

【概要】

- ・荷主及び運送事業者に対してアンケート調査等を行い、取組状況を調査する。
- ・上記調査で好事例を収集し、協議会としてとりまとめ、茨城県内の荷主及び運送事業者に共有を図る。
- ・適正な取引環境に向けて、標準的な運賃制度、「ホワイト物流」推進運動等の更なる促進を目的として周知活動を行う。
- ・改正労働基準法の内容を含む時間外労働に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた労働時間等の説明会を開催する。

2024年度		2025年度～	KPI	備考
時間外労働の上限規制適用	①荷主及び運送事業者に対する時間外労働上限適用後における取組状況の調査・好事例の周知		<ul style="list-style-type: none"> ・2025年度までに標準的な運賃の届出率を70%以上にする。 ・2025年度までに茨城県内における「ホワイト物流」推進運動の共同宣言事業者を30社以上にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工程表は取組事項のみを記載。 ・必要に応じて適宜見直し。
	トラック運送事業者及び荷主企業に対するアンケートを実施し、取組状況を周知			
	トラック運送事業者・荷主企業の取組の好事例について周知			
	②適正取引・労働時間改善に寄与する制度の周知及び導入促進		<ul style="list-style-type: none"> ・2025年度までに運送事業者及び荷主企業の取組状況を把握し、好事例について効果的な周知を行う。 ・2025年度までに労働時間等改善の説明会を24回以上実施する。 	